

町の動き

「学校適正規模」等の答申

これから的小・中学校の 在り方について

児童生徒数が急激に減少し、小・中学校の小規模化が進行しています。このためこれからの小・中学校の在り方について町教育委員会から「南部町小・中学校適正規模等検討委員会 渡辺修孝委員長」に諮問し、検討した結果が11月17日に答申されました。

答申の主な内容は次のとおりです。

1. 適正規模

(1) 小学校

○クラス替えが可能な12学級以上の規模。

同一学年に複数の学級があり、学級編制替えが可能である1学年最低2学級が望ましい。

○1学級20人程度の規模、また実現が困難な場合でも、複式学級の解消ができる規模。

1クラスあたりの望ましい児童数は一人ひとりの児童に目が行きとどき、児童が小集団活動や共同作業をするのに適切な人数として1学級20人程度が望ましい。

(2) 中学校

○クラス替えが可能な6学級以上の規模。

1学年2クラス以上で編成することによって授業形態の多様化に対応でき、選択教科の開設に幅ができると共に、生徒相互の人的交流を図ることができ。

○1学級20人程度の規模。

小集団活動で効果的であるとされ

検討委員会で渡辺委員長から佐野教育委員長に答申書が手渡される



2. 具体的方策

(1) 小学校

現在、小規模校としての問題点が指摘できるが、小学校は教師による細やかな学習指導や基礎学力を身につける大切な時期であること、また地域における小学校の歴史や存在意義なども配慮すべきと考えられる。

以上の観点から

○当面は小学校4校の現状を維持することが望ましい。

○万沢小学校は、複式学級を含む過小規模校となっており、平成25年度以降さらに減少が予想される場合は、

富河小学校との統廃合を推進することが望ましい。

○全町の少子化が一層進行することが予想される時は、最終的に町内2校に統合することも検討課題である。

○小学校の適正配置については、現状

の通学距離・時間などに問題はなく、十島・井出地域からの通学も保護者の大半が現状維持を希望しているため、現状の通学区の在り方は変更しない。しかし交通事情の変化が生じた時は再考することが望ましい。

○保護者の仕事などによる通学区の弾力的運用に関しては、保護者の意向に対する十分な配慮や選択の機会拡大など、将来にわたり配慮すべきである。

○学校選択の完全自由化については、多くの町民は望んでおらず、本町の実情に合わないものと考えられる。

(2) 中学校

生徒同志の高め合いや学び合おうとする気持が生まれる時期であり、今後一層学習意欲や様々な向上心を高めていく必要がある。また、部活動・学校行事等も盛んになり、集団活動の機会も多く一層社会性の醸成が求められると共に、正しい競争心の必要な時期である。

以上の観点から

○適正規模の基準に沿って、町内3校を統合して一層教育効果を高めていく必要がある。

○学校統廃合の時期については、3校の保護者及びそれぞれの住民に十分説明をして理解を得た上で、出来る限り早期に統合することが望ましい。

今後、この答申内容について町教育委員会では慎重審議し、委員会としての考え方を取りまとめた上で町に呈申し、最終的に町としての方針が示されていくこととなります。

「道の駅・とみざわ」の 指定管理者に 南部町商工会を指定

町では平成21年4月から指定管理者制度を導入する「道の駅・とみざわ」の指定先を決める手続きを進めてきましたが、12月定例議会で可決され、指定管理者が「南部町商工会」と決定しました。

指定期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間です。今後の施設管理・運営は南部町商工会（指定管理者）が行うこととなりますが、町も設置者として南部町商工会とともに一層の町民サービスの維持・向上を図るよう努力して行きます。よろしくお願いいたします。



南部町第1号の指定管理

「道の駅・とみざわ」

21年度から国保税改定

全国的に国民健康保険の運営状況は

厳しいものとなっています。

そのような中でも南部町国民健康保

険は、合併後改定を行うことなく県内で最も低い保険税率で運営を続けて来ることが出来ました。しかし、南部町も医療費は増加傾向にあり、単年度の収支では毎年赤字が続いているのが現状で、今年度決算では繰越金が無くなり基金を繰入れなければならない見込みとなりました。

これを受けて、国保運営協議会で制度の健全運営を図るための協議を行い、11月28日に開催された協議会で平成21年度から税率の改定を行うことが決定し、12月定例議会で議決されました。町民の皆様にはご負担をお願いするこ

国民健康保険

とになりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、急激な負担増を緩和するため「赤字解消に向けた5年計画」をたて、基金を繰入れながら緩やかに改定を行っていく事となり、今回はその第1段階の改定となります。

『これからの保険税率の増加を少なくするためには』

①国民健康保険税を納めましょう。
未納額が増えると、それだけ保険税による収入額が足りなくなります。また、納付率などが優良な保険者（健康保険）については国や県からの支援も厚くなります。

②保健事業に参加しましょう。

特定健診の受診率と保健指導の参加率・効果率が国で定める基準値を達成できなかった場合、平成25年には後期高齢者医療支援金に対して最大で10%（南部町では約1千万円）のペナルティを受けるため、その分を保険税に加算せねばならず、逆に良い結果を出すと10%支出が少なくなり、保険税の負担も減ることになります。

まずは健診を受け、「保健指導の対象」となったら、積極的に指導を受けてください。保健指導により生活や体調が改善されれば、「自身の健康」、さらには「医療費の削減」につながります。

③早期発見・早期治療を心がけましょう。

早期発見・早期治療は重症化を防ぐ有効な方法であり、長い目で見れば大きな医療費削減の第一歩です。皆さんの健康を守るための健康保険です。具合の悪いときには遠慮せず健康保険で診療を受けてください。

④かかりつけ医を持ちましょう。

信頼できる「かかりつけ医」を持ち、病院の「はしご」はなるべく避けるようにしましょう。

国民健康保険税は、医療費・後期高齢者支援金・介護納付金に関する支払いと、特定検診等の予防保健事業以外には使われておりません。これからの保険税率の増加を少なくするには、加入者の皆様のご協力が必要です。

国保税のお支払いについて

「4月から、「年金からお支払い」と「口座振替」の選択制となります」

国民健康保険の保険税につきまして、年金から特別徴収されている方で、口座振替でのお支払いをご希望される方は、税務課の窓口へお手続きください。

2月4日までにお手続きいただくと、平成21年4月分の年金からのお支払いが中止され、7月から口座振替によりお支払いいただくこととなります。

（お支払いいただく保険税の総額は変わりません。）

※これまで、2年間、保険税の納め忘れがなかった方が口座振替で支払う場合に限って、口座振替とすることができましたが、こうした限定がなくなりました。

※上記の期限を過ぎてお申し出いただいた場合は、6月分以降の年金から中止させていただきます。ご了承ください。

ご注意くださいこと

1 □座振替依頼、変更される方は金融機関で口座振替依頼の手続き後、依頼書の本人控えをご持参いただき、申出書の提出をお願いいたします。

2 □座からのお支払いに変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、ご留意ください。

本件に関するお問い合わせは

税務課 本庁舎 ☎ 66-3404

分庁舎 ☎ 64-4835

○改定後、いくらになるのか？

		平成20年度	平成21年4月から	差 額
医療分	均等割	14,230円	17,880円	3,650円
	平等割	16,650円	20,760円	4,110円
	所得割	3.57%	4.27%	0.70%
	資産割	24.00%	24.00%	0.00%
後 期 高齢者 支援分	均等割	3,710円	4,350円	640円
	平等割	3,960円	4,880円	920円
	所得割	1.18%	1.18%	0.00%
	資産割	8.00%	8.00%	0.00%
介護分	均等割	3,940円	5,190円	1,250円
	平等割	2,860円	3,310円	450円
	所得割	0.52%	0.70%	0.18%
	資産割	4.70%	4.70%	0.00%

均等割…1人あたりにかかる額
所得割…加入者の所得にかかる率

平等割…1世帯あたりにかかる額
資産割…加入者の固定資産にかかる率

○県内では何番目に低額なのか？

	平成20年度	平成21年度
均等割	1 / 28市町村中	1 / 28市町村中
平等割	1 / 28市町村中	4 / 28市町村中
所得割	2 / 28市町村中	4 / 28市町村中
資産割	6 / 24市町村中	6 / 24市町村中